

保 発 0408 第 6 号
令 和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「病床転換助成事業実施要綱」の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 2 条の規定に基づく病床転換助成事業の実施については、「病床転換助成事業の実施について」（平成 20 年 10 月 15 日保発第 10150002 号本職通知）の別紙「病床転換助成事業実施要綱」により行うこととされ、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 8 日から適用することとしたので通知する。
ついては、本事業の適切な実施に努められるよう特段の御配慮をお願いする。

◎ 「病床転換助成事業実施要綱」新旧対照表

(平成 20 年 10 月 15 日保発第 10150002 号厚生労働省保険局長通知別紙)

傍線部分は改正箇所

改正後	現 行
第1 (略) 第2 (1) ～ (3) (略) (4) 病床転換助成事業による助成を受けることができる者 <u>交付</u>金を受けることができる者は、次の者とする。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人 ② 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（①に該当する者を除く。） ③ 医療法第8条第<u>第1項</u>の規定により診療所の開設の届出をした者 (5) 病床転換助成事業の対象となる病床 病床転換助成事業の対象となる病床は、病床転換助成事業申請時の初年度において使用許可を得ている次の①及び②に掲げる病床とする。 ① 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床 ② 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床 (6) ～ (7) (省略)	第1 (略) 第2 (1) ～ (3) (略) (4) 病床転換助成事業による助成を受けることができる者 <u>助成</u>金を受けることができる者は、次の者とする。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人 ② 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（①に該当する者を除く。） ③ 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者 (5) 病床転換助成事業の対象となる病床 病床転換助成事業の対象となる病床は、病床転換助成事業申請時の初年度において使用許可を得ている次の①及び②に掲げる病床とする。 <u>ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の①及び②に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして（6）に掲げる施設に転換する①及び②の病床は除く。</u> ① 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床 <u>（介護療養病床を除く。）</u> ② 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、①に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの (6) ～ (7) (省略)

改正後	現 行
(8) 病床転換助成事業交付金の交付に当たっての留意事項 ① 交付決定に際しての留意事項について 厚生労働大臣は、法附則第3条第2項の規定により、事業に要する費用の額の総額に関する調整を行い、交付額を決定する際には、医療と介護の効率的な提供の推進の観点からより適切である病床転換整備計画を優先的に交付対象とし、交付決定を行うものとする。 ② 年度をまたがる病床転換整備計画における病床転換整備事業について 各年度の当該転換事業に要した費用額に相当する病床転換助成事業交付金を交付するものとする。	(8) 病床転換助成事業交付金の交付に当たっての留意事項 ① 交付決定に際しての留意事項について 厚生労働大臣は、法附則第3条第2項の規定により、事業に要する費用の額の総額に関する調整を行い、交付額を決定する際には、医療と介護の効率的な提供の推進の観点からより適切である病床転換整備計画を優先的に交付対象とし、交付決定を行うものとする。 ② 年度をまたがる病床転換整備計画における病床転換整備事業について 各年度<u>ごと</u>の当該転換事業に要した費用額に相当する病床転換助成事業交付金を交付するものとする。 ③ <u>施設基準の一部の緩和を用いて介護老人保健施設等に転換した療養病床等への病床転換助成事業について</u> <u>i 病床転換助成事業交付金の交付を受けず、ii 転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、病床転換助成事業の対象とする。</u> <u>なお、この場合においては、介護老人保健施設等に転換する前に、当該医療機関は都道府県に対して改修等を行う予定時期及び交付希望年度、転換病床数、改修等の整備内容などを各都道府県にて定める申請様式を利用して書面にて報告し、これを受けて都道府県は病床転換整備計画書の「転換等予定年度（完了予定年度）」欄及び「備考」欄にそれらの内容を記載の上、厚生労働大臣に対して提出するものとする。</u>

別 紙

平成 20 年 10 月 15 日 制 定
平成 26 年 2 月 3 日 一 部 改 正
平成 30 年 5 月 8 日 一 部 改 正
令和 元年 5 月 16 日 一 部 改 正
令和 3 年 4 月 1 日 一 部 改 正
令和 8 年 4 月 8 日 一 部 改 正

病床転換助成事業実施要綱

第 1 目 的

本要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第2条の規定に基づく病床転換助成事業の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

第 2 病床転換助成事業（病床転換整備計画に基づく転換事業）

（1）病床転換整備計画の作成

都道府県は、療養病床の再編成に当たって、既存の療養病床等について円滑な転換を推進するため、毎年度、既存の療養病床等の介護保険施設等への転換を基本とする「病床転換整備計画」を作成するものとする。

病床転換整備計画に記載すべき事項は、次のとおりである。

- ① 病床転換整備計画の名称
- ② 療養病床の整備計画の概要
- ③ 都道府県内における療養病床等の状況
- ④ 病床転換を行う病院等の名称等
- ⑤ 病床転換整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- ⑥ 病床転換助成事業交付金の算定等のために必要な事項
- ⑦ その他都道府県が必要と認めた事項

（2）病床転換整備計画作成に当たっての留意点

- ① 病床転換整備計画における療養病床等の転換については、市町村介護保険事業計画担当部局及び都道府県介護保険事業支援計画担当部局から了解の得られたものとする。
- ② 療養病床等の介護保険施設等への転換については、市町村介護保険事業計画と密接に関連することから、病床転換整備計画の作成又は変更に当たっては、都道府県内の市町村の意見を聞くものとする。

- ③ 病床転換整備計画の作成に当たっては、病床転換助成事業に要する費用の総額の調整を図る場合もあることから、次の観点も踏まえて各都道府県が作成する病床転換整備計画における各医療機関の病床転換整備事業に優先順位をつけることとする（優先順位をつける際に、医療機関における転換計画を踏まえあらかじめ病床転換事業の概要、設計図、仕様書などの情報を集めておくことが望ましい。）。

ア 施設入居者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して優先度の高い老朽施設の改修等を行うもの。

イ 医療及び介護の適切な機能分担の推進を図る観点から、より優先することが適切であるもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの

エ その他都道府県におけるそれぞれの実情等を踏まえ考慮すべきと考えられるもの。

（３）病床転換整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、病床転換助成事業交付金を充てて病床転換整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙１による病床転換整備計画書を作成し、計画年度の前年度の２月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、当初の病床転換整備計画に変更が生じた場合には、別紙２による病床転換整備計画を作成し、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

（４）病床転換助成事業による助成を受けることができる者

交付金を受けることができる者は、次の者とする。

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第２項に規定する医療法人
- ② 医療法第７条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（①に該当する者を除く。）
- ③ 医療法第８条第１項の規定により診療所の開設の届出をした者

（５）病床転換助成事業の対象となる病床

病床転換助成事業の対象となる病床は、病床転換助成事業申請時の初年度において使用許可を得ている次の①及び②に掲げる病床とする。

- ① 医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床
- ② 医療法第７条第２項第５号に規定する一般病床

（６）病床転換助成事業交付金の対象となる施設

- ① 介護医療院
- ② ケアハウス
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- ⑤ 特別養護老人ホーム
- ⑥ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- ⑦ 認知症高齢者グループホーム
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨ 複合型サービス事業所
- ⑩ 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）
- ⑪ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

（7）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整 備 内 容
改 修	療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うものであること。
改 築	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
創 設	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

（8）病床転換助成事業交付金の交付に当たっての留意事項

① 交付決定に際しての留意事項について

厚生労働大臣は、法附則第3条第2項の規定により、事業に要する費用の額の総額に関する調整を行い、交付額を決定する際には、医療と介護の効率的な提供の推進の観点からより適切である病床転換整備計画を優先的に交付対象とし、交付決定を行うものとする。

- ② 年度をまたがる病床転換整備計画における病床転換整備事業について
各年度の当該転換事業に要した費用額に相当する病床転換助成事業交付金を交付するものとする。